
第1部 計画の概要

1. 計画策定の背景

少子高齢化、核家族化の進行に伴い、人々の暮らしや就労形態などが多様化する中で、隣近所など地域の結びつきの希薄化により、家庭内や地域内の助け合いや支え合いなどの「地域力」が低下しつつあります。

一方で、近年各地で起こっている自然災害などを目の当たりにし、「自助」「互助」「共助」に対する意識が高まり、地域における幅広い支え合いが求められています。そのため、地域の中でお互いに助け合う、「互助」の仕組みづくりを整えることが必要であります。

また、高齢者や障がい者も住み慣れた地域で暮らすことを望んでおり、誰もが地域の一員として認め合い、住民同士が支え合うことが、ますます重要になっています。

今後は、地域に暮らす人々が、地域の一員としてできることを行い、一人ひとりが、地域づくりに参加する意識の醸成と地域の活動に関わる機会を持ち、これらの活動を通して新たなつながりをつくり、福祉の分野だけでなく、防犯や防災などを含め、互助による地域づくりを広げていき、自分たちの住む地域の目指す姿に向かって、市全体が支え合う社会をつくっていくことが必要になります。

2. 計画の性格、位置づけ

(1) 計画の根拠

「社会福祉法」では、第4条で地域福祉の推進について明記するとともに、第107条において、「市町村地域福祉計画」に関する規定が設けられています。

社会福祉法（一部抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

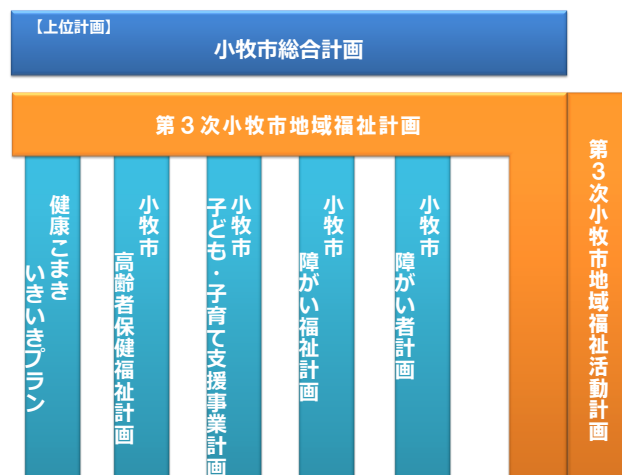
(2) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の一体的な策定と位置づけ

「地域福祉計画（基本計画）」は、地域福祉推進のための理念や仕組みを、「地域福祉活動計画（実施計画）」は、地域福祉推進のための具体的な活動を規定することから、実効性の高い計画とするため、第2次計画と同様、第3次計画についても、両計画を一体的に策定しました。

(3) 市の他計画との関係

この計画は、「小牧市総合計画」を上位計画とし、健康こまきいきいきプラン、小牧市高齢者保健福祉計画、小牧市子ども・子育て支援事業計画、小牧市障がい福祉計画、小牧市障がい者計画など、市の福祉分野の計画と整合性を図りながら策定しました。

高齢者、子育て家庭、障がいのある人、生活困窮者など、すべての人を地域福祉の視点で捉えた計画で、各分野を支え、つなぐための計画です。



(4) 計画期間

この計画期間は、平成 29 年度～33 年度の 5 年間とします。

年度	平成	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	西暦	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
総合計画基本構想		第5次総合計画										基本構想(10年間)											
総合計画基本計画												前期基本計画(5年間)					新基本計画(5年間)						
地域福祉計画									第1次			第2次					第3次						
地域福祉活動計画									第1次														
障がい者計画		第1期									第2期												
													(第3期)										
障がい福祉計画									第1期		第2期		第3期		第4期		(第5期)		第6期				
高齢者保健福祉計画		第1次		第2次			第3次			第4次		第5次		第6次		(第7次)		(第8次)					
老人福祉計画																							
介護保険事業計画																							
健康こまきいきいきプラン							第1次					第2次											
次世代育成支援対策行動計画							前期			後期													
子ども・子育て支援事業計画																	第1期		(第2期)				

3. 計画の基本的な考え方

この計画の策定および計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

◇ 「地域で支える福祉」と「地域が支える福祉」の推進

市民意識調査において、本市が目指すべき福祉のまちについては「福祉施設をはじめとした福祉サービスが充実したまち」と「地域の支え合いやボランティア活動が根づいているまち」の2つ項目が高い割合を占めています。まさに公的なサービスなどによる「地域で支える福祉」と地域住民やボランティア等による「地域が支える福祉」が求められているといえます。

施設の整備をはじめとする公的なサービスの目標等については、他の計画において定めることとし、本計画においては、その考え方や利用しやすい仕組みづくりなどについて定めることとします。

そして、計画の中心となるのは、「地域が支える福祉」を実現するために必要となる、地域福祉の人材の育成、地域福祉活動を推進する仕組みづくり、支え合いの意識を高めるための福祉教育や啓発活動の推進などです。

◇ 協働と役割

本計画は行政計画であるとともに、地域住民が行動するための基本計画でもあります。それぞれが役割を果たすとともに、地域住民、地域にある団体や機関、企業、事業所、行政が協働して取り組んでいきます。

支え合いは互助が中心となりますが、自助、共助、公助に及ぶものであり、役割として、項目ごとに取り組んでいただく主体を記載しています。

4. 計画の策定体制

地域福祉計画および地域福祉活動計画は、地域住民とともに話し合いを重ねて策定することが重要であり、その策定手法・経過がポイントとなります。

したがって、次のような策定体制・手法により、市と社会福祉協議会とが連携して策定しました。

■ 計画策定委員会

地域福祉に関わるさまざまな分野からの意見を計画に反映するため、学識経験者、教育関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公募市民による委員で構成する「小牧市地域福祉計画及び小牧市地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画に対する意見聴取を行いました。

■ 市民意識調査

この調査は、地域（住民）のために「何ができるか」を聞くとともに、地域の福祉課題や地域住民の福祉意識についても調査しました。【調査対象：18 歳以上の市民 3,000 人】また、市内の中学 2 年生に対しても、地域活動への参加意向や災害時の活動意向等について調査しました。

■ ふくし座談会

地域住民自らが地域の課題や特性を共有し、その課題の解決策を話し合う場として、ふくし座談会を開催しました。（16 小学校区）

■ 各種団体ヒアリング

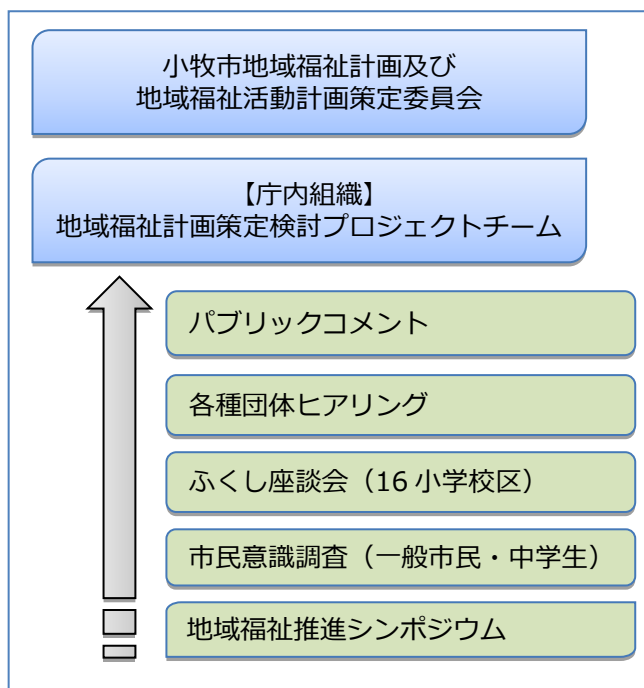
市内で活動するさまざまな団体（当事者団体、ボランティア団体等）に、現在の活動の状況や、今後の課題等についてヒアリングを行いました。

■ パブリックコメント

審議された計画の素案について、広く市民からの意見聴取のためにパブリックコメントを実施しました。

■ その他

日常生活圏域（小牧市の場合は、6 圏域）のエリアで、地域包括支援センター^{*1}が実施している会議（地域支え合い会議）で出された地域の課題、必要となる支え合い活動などの意見についても、本計画策定の参考としました。



* 1 地域包括支援センター：保健師又は看護師、主任ケアマネージャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として行う機関。

5. 地域福祉圏域

地域福祉の課題やニーズは複雑、多岐にわたることから、その内容に応じて、必要なネットワークにより、柔軟で重層的な対応を行うことが重要です。個々の活動を通じて、人と人がつながり、相互に連携し、地域福祉活動の活性化を目指します。

第1層：小牧市全域

市全域を対象とした施策の企画・調整をする範囲です

主には、市内全域において、公的なサービス（介護保険サービス、福祉サービス）を提供します。

第2層：日常生活圏域 6地区（小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡・北里）

地域包括支援センターや民生委員・児童委員連絡協議会の活動範囲です。

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターのほか、専門職の配置を行い、年齢や分野を問わない、包括的な相談支援を行う体制を整備します。

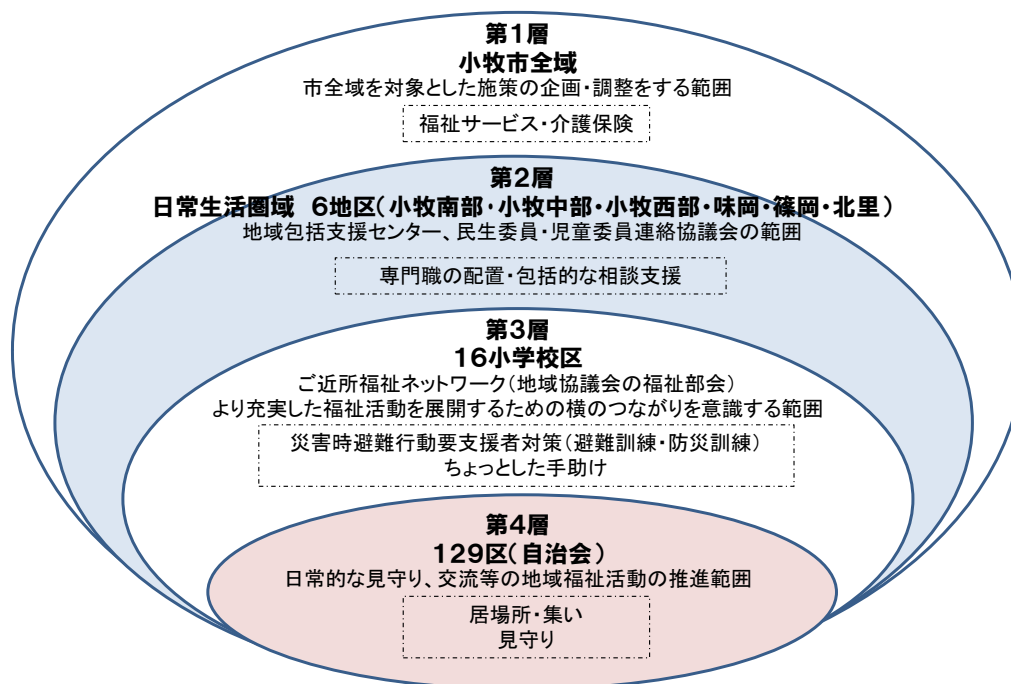
第3層：16小学校区

より充実した福祉活動を展開するため、自治会での取り組み（サロンなど）を通じた横のつながりを意識してもらえる範囲です。この単位では、地域で活動する団体・地域資源の情報集約化・提供、活動する人や住民同士のネットワークをつくり、ご近所福祉ネットワーク※としてさらなる活動の展開などを図ります。また、このご近所福祉ネットワークが、地域協議会の地域福祉を推進します。

（※詳細は、P50 参照）

第4層：129区（自治会）

地域の身近な居場所・集いの場の設置単位であり、また、日常的な見守りや声かけ・目配りなど、身近なところで、無理なく活動してもらう範囲です。

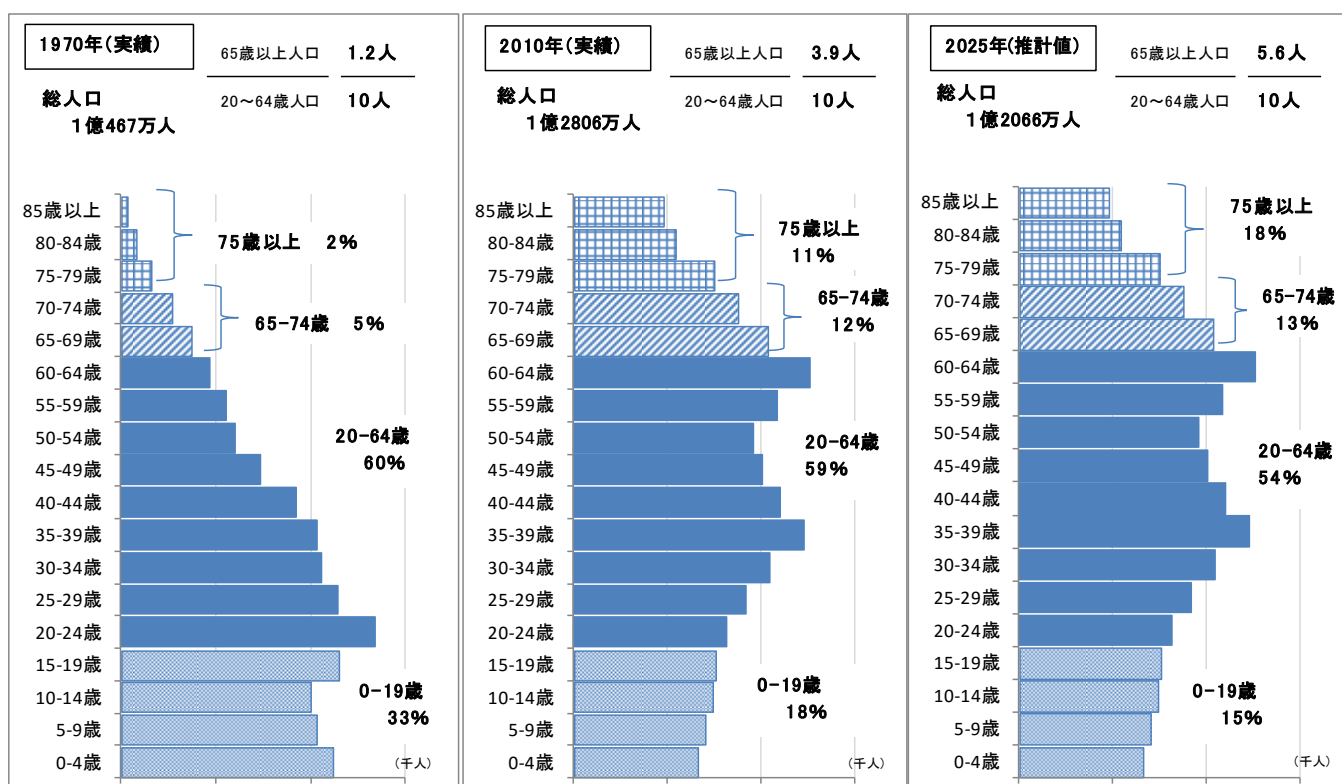


第2部 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 国等の動向

【日本の人口動向】

- ・ 日本の人口は、平成20年（2008年）に1億2,808万人とピークに達し、その後、減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、今後も減少し続け、平成60年（2048年）には、1億人を割り込むと予想されています。
- ・ 年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、一貫して減少する見込みであり、高齢化の進展とともに、支える世代の負担増が予測されています。



（資料）総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「全国将来人口推計」

【「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現】

- ・ 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを構築するとともに、地域づくりの支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制を併せて整備することが必要です。
- ・ 「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（中間とりまとめ）」（平成28年12月26日）において「地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置付けるべき」と提言され、平成29年の介護保険制度の改正以降の一連の福祉の制度改革において、規定される見込みです。

【介護保険制度関連】

- ・ 平成 12 年（2000 年）4 月に社会全体で高齢者介護を支え合う仕組みとして「介護保険制度」が創設され、介護保険制度は着実に定着してきています。
- ・ 平成 27 年（2015 年）に団塊の世代がすべて 65 歳を迎え、さらには平成 37 年（2025 年）には 75 歳になり、日本全体ではおよそ 5.5 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者となる、超高齢社会を迎えることとなります。現在、高齢化の進展に伴い、介護保険サービスの利用が大幅に伸びたことにより、介護費用が急速に増大しています。
- ・ 介護保険制度【平成 26 年改正（平成 27 年 4 月等施行）】では、誰もが住みなれた地域において自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療や保健、福祉、介護等の専門機関や地域が連携を図り、地域全体で、支援やサービス提供ができるよう『地域包括ケアシステム』の構築がより一層、強調されました。
- ・ そのために、地域支援事業（在宅医療・介護連携、認知症施策の推進等）を充実させるとともに、平成 29 年 4 月までに新しい総合事業に移行することとなっています。この新しい総合事業では、高齢者の在宅生活を支えるため、地域のボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等のさまざまな主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供などの体制の構築が求められています。

【障がい者関連】

- ・ 平成 23 年の「障害者基本法」の改正を受け、障がい者が地域の一員として、さまざまな分野の活動に参加する機会が確保されるよう、地域においても障がい者等が参加しやすい地域活動等への支援が求められています。
- ・ 平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」が施行（一部、平成 26 年 4 月施行）され、障がい者の定義に難病患者等が追加されました。また、今後、地域で生活する障がい者が増えることが予想され、地域においても、さまざまな障がいに対する理解や配慮等を行い、障がい者が地域の一員として、共生していくことが求められています。
- ・ 平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消や合理的配慮が求められています。

【生活困窮者自立支援関連】

- ・ 平成 27 年 4 月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活困窮者に包括的な支援を提供するため、福祉や雇用だけでなく、地域の居場所やつながりが求められています。

【子どもの貧困関連】

- ・ 平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同 8 月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。この法律の施行を受け、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとされ、子どもの生活支援など、地域全体で子どもやその家庭を見守ることが期待されています。

【子ども・子育て支援制度】

- ・ 平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることが期待されています。

【災害対策関連】

- ・ 平成 23 年に発生した東日本大震災において、多くの高齢者、障がい者等が犠牲になったことを受け、平成 25 年 6 月に災害対策基本法の一部が改正され、災害時の避難に特に配慮を要する者に関する名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けるとともに、第三者への情報提供の可否に同意をした方の台帳（避難行動要支援者台帳）を消防、民生委員・児童委員等の支援者にあらかじめ提供することが可能となりました。
- ・ 地域においては、災害時に備え、平常時から支援者と避難行動要支援者が顔見知りの関係性となり、具体的な避難方法等について、話し合い、共有しておくことが期待されています。

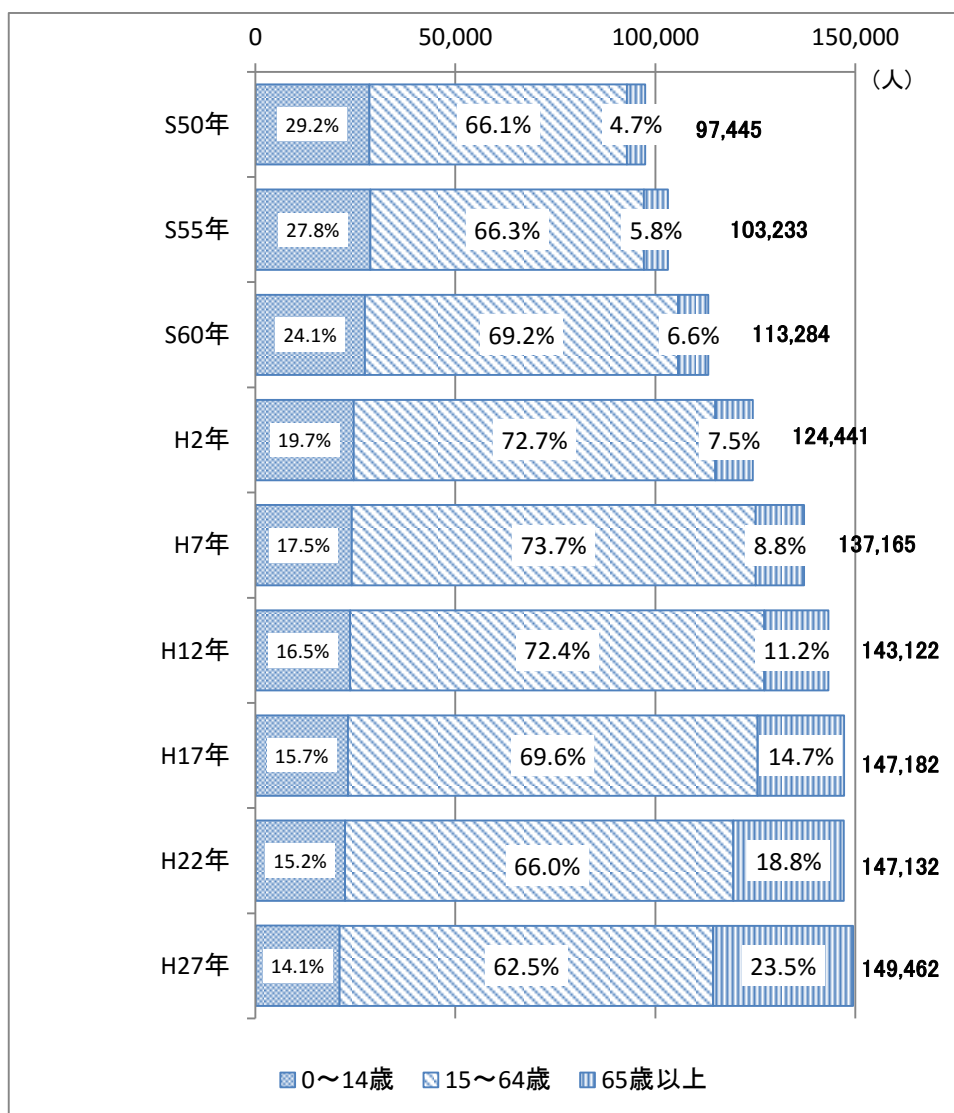
2. 小牧市の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口は、平成 27 年の国勢調査によると 149,462 人となっており、昭和 50 年の 97,445 人から、40 年間で 52,017 人、約 1.5 倍に増加しています。

年齢別の構成比をみると、0～14 歳人口は年々低下し続けているのに対し、65 歳以上人口は年々増加し続け、特に団塊の世代が高齢者となった平成 27 年は高齢化率 23.5%、平成 22 年に比べて約 4.7 ポイントの増加となっています。

図表－1 年齢三区分別人口の推移



(注) 総人口は年齢不詳（平成 17 年 955 人、平成 22 年 207 人）を含む。(資料) 国勢調査

(2) 高齢者世帯の状況

① 高齢者のいる世帯の推移

本市の総世帯数も増加し、平成 27 年では 59,332 世帯となっています。

また、近年では高齢者のいる世帯の増加が大きく、特に高齢者の単身世帯数や高齢者夫婦世帯数の増加が大きくなっています。

図表－2 高齢者のいる世帯の推移

(単位:世帯、%)

区分	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年
総世帯	49,877	53,092	55,749	59,332
うち高齢者のいる世帯	11,214	14,659	18,322	21,671
うち高齢者単身世帯	1,392 (12.4)	2,251 (15.4)	3,124 (17.1)	4,293 (19.8)
うち高齢者夫婦世帯	3,049 (27.2)	4,553 (31.1)	6,077 (33.2)	7,487 (34.5)
うち高齢者同居世帯	6,773 (60.4)	7,855 (53.6)	9,121 (49.8)	9,891 (45.7)

(注)()内は高齢者のいる世帯に対する構成比 (資料)国勢調査

② 高齢者単身世帯

高齢者単身世帯を性別にみると、女性が男性の約 2 倍となっています。また、年齢別にみると、75 歳以上の後期高齢者が増えており、平成 27 年では前期高齢者と後期高齢者の割合はおおむね同割合となっています。

図表－3 性別・年齢別高齢者単身世帯

(単位:人)

区分	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	計
H12 年	464	399	275	153	101	1,392
H17 年	700	620	486	296	149	2,251
H22 年	917	792	669	465	281	3,124
H27 年	1,106	1,066	951	665	505	4,293
内男性	537	394	269	154	120	1,474
内女性	569	672	682	511	385	2,819

(資料)国勢調査

③後期高齢者の状況

後期高齢者については、年々増加し、平成 28 年では 15,118 人となっています。今後、団塊の世代が後期高齢者になっていくため、さらに増加することが予想されます。

図表－4 後期高齢者数の推移

(単位:人)

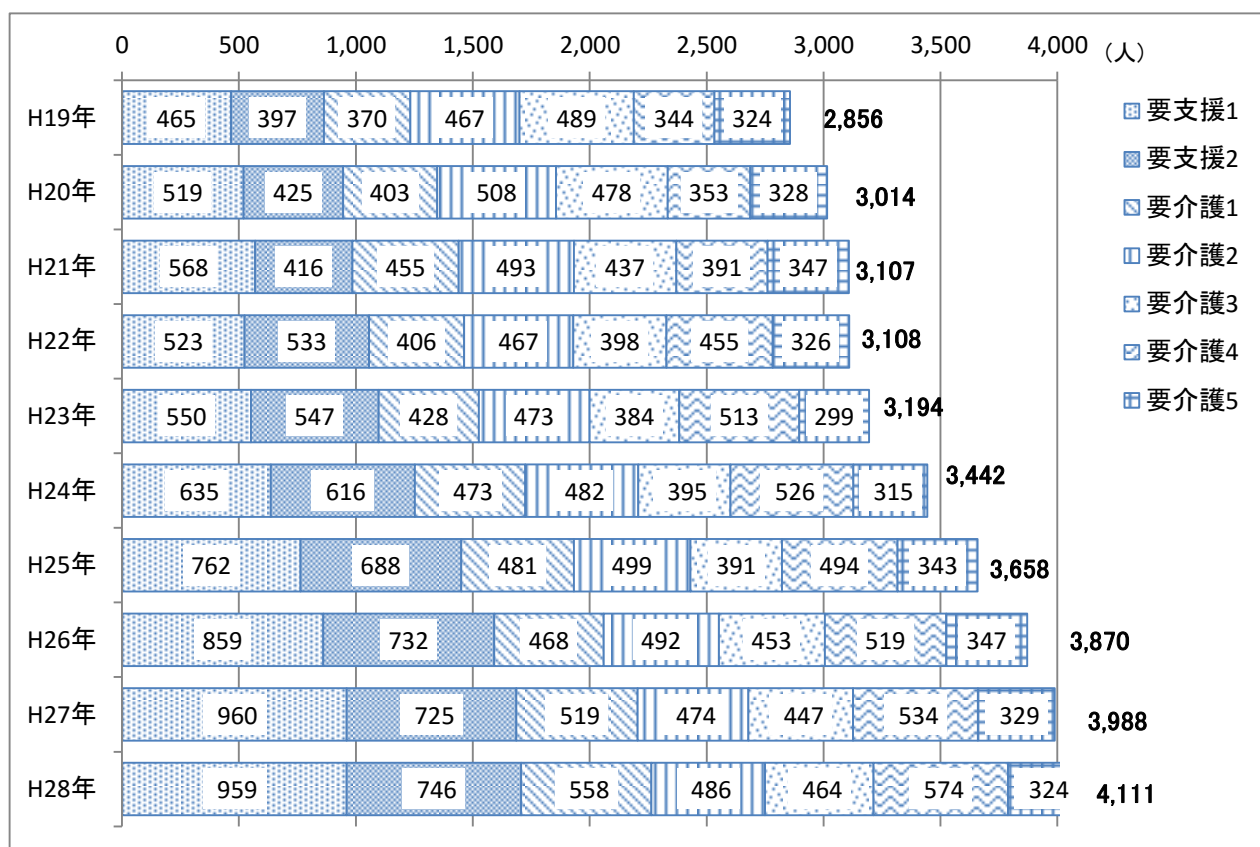
区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
後期高齢者数	11,182	1,1920	12,584	13,235	14,093	15,118

(資料) 小牧市 (各年 10 月 1 日現在)

(3) 要介護(要支援)認定者の状況

介護保険の要介護(要支援)認定者は、平成 28 年 10 月現在 4,111 人となっており、平成 19 年の 2,856 人から約 1.4 倍に増加しています。

図表－5 要介護(要支援)認定者の推移



(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」(各年 10 月 1 日現在)

(4) 障がいのある人の状況

平成 28 年 4 月 1 日現在、障害者手帳を所持している人の総数は 6,498 人となっており、年々増加傾向にあります。その内訳としては、身体障害者手帳所持者が 4,477 人、療育手帳所持者が 1,053 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 968 人となっています。複数の障がいがある方もいるため、合計が単純に障がいがある人の数にはなりませんが、概ね市民の 4.2%、つまり 24 人に 1 人が何らかの障がいを有していることになります。

また、難病患者数として、指定難病特定医療費公費負担の対象人数は、平成 27 年度末現在で、延べ 911 人となっています。

図表－6 障がいのある人(障害者手帳所持者)の全体数の推移

(単位:人)

区 分	身体障がい のある人	知的障がい のある人	精神障がい のある人	合 計	総人口に 占める割合
H23 年	4,297	858	602	5,757	3.8%
H24 年	4,407	903	678	5,988	3.9%
H25 年	4,565	949	750	6,264	4.1%
H26 年	4,470	988	837	6,295	4.1%
H27 年	4,494	1,009	901	6,404	4.2%
H28 年	4,477	1,053	968	6,498	4.2%

(資料)小牧市(各年4月1日現在)

(5) 子どもの状況

昭和 49 年に合計特殊出生率が 2 を割って以来、全国的に依然として少子化傾向にあります。本市では、近年、上昇傾向にありますが、以前として 2 を割っています。

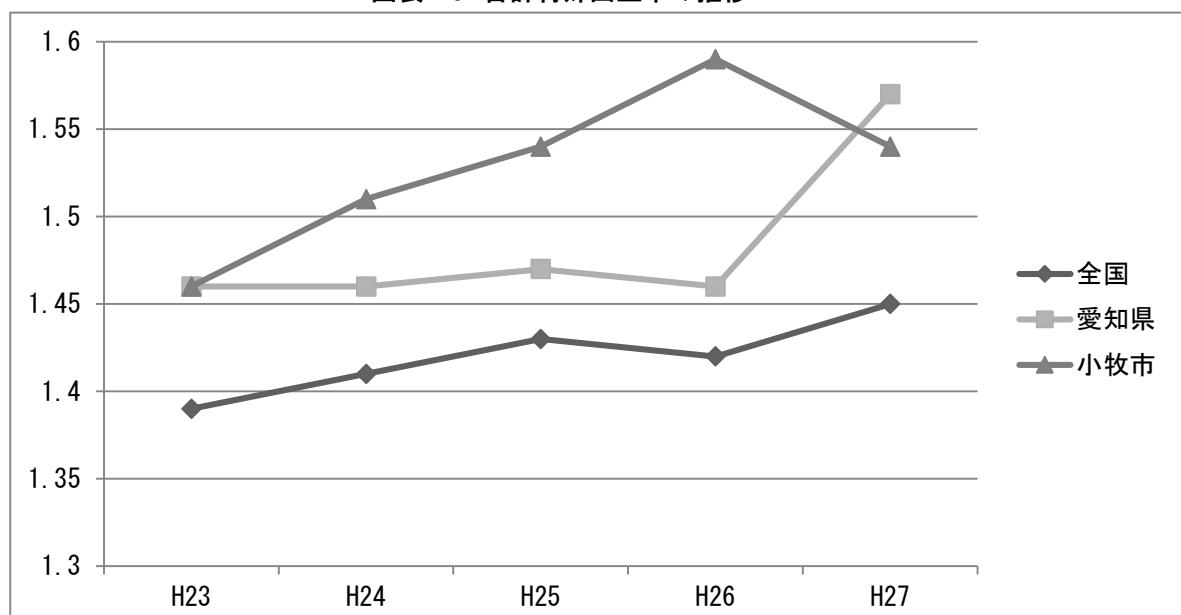
図表－7 出生数の推移

(単位:人)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27
出生数	1,351	1,345	1,327	1,330	1,254

(資料)小牧市

図表－8 合計特殊出生率の推移



(6) 生活保護受給世帯の状況

本市の生活保護受給世帯及び受給者数については、平成 21 年度以降、リーマンショックの影響で増加しましたが、近年、やや減少傾向にあります。

その中でも、高齢者世帯の割合が増えてきており、地域とのつながり（見守り、居場所）が必要になってきています。

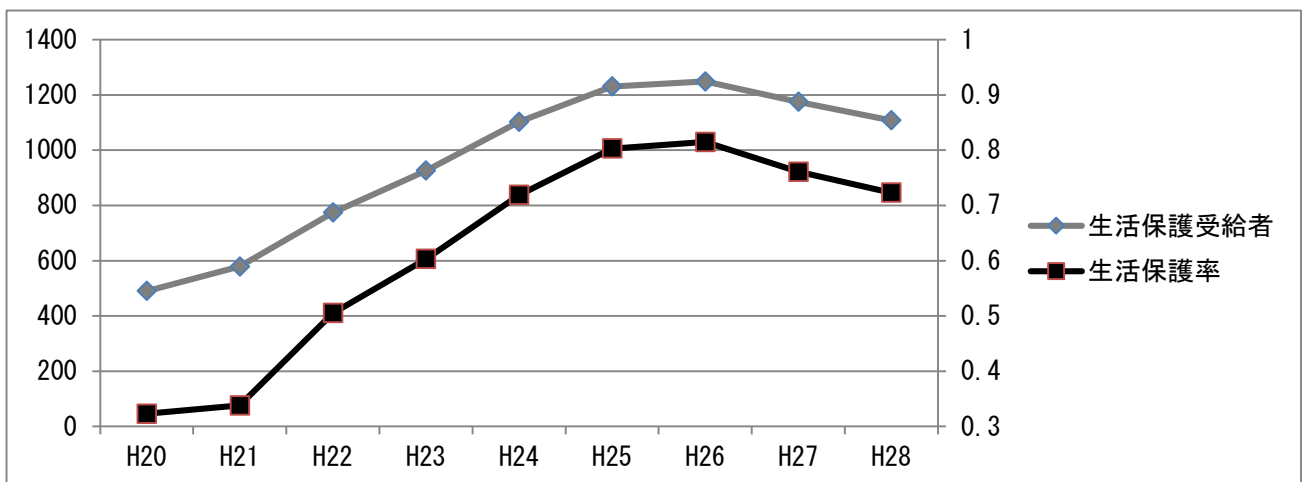
図表－9 生活保護受給者世帯及び生活保護受給者数の推移

(単位:世帯、人)

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
生活保護 受給者世帯	345	398	536	633	744	824	824	791	785
生活保護 受給者	490	579	774	926	1,103	1,231	1,249	1,175	1,108

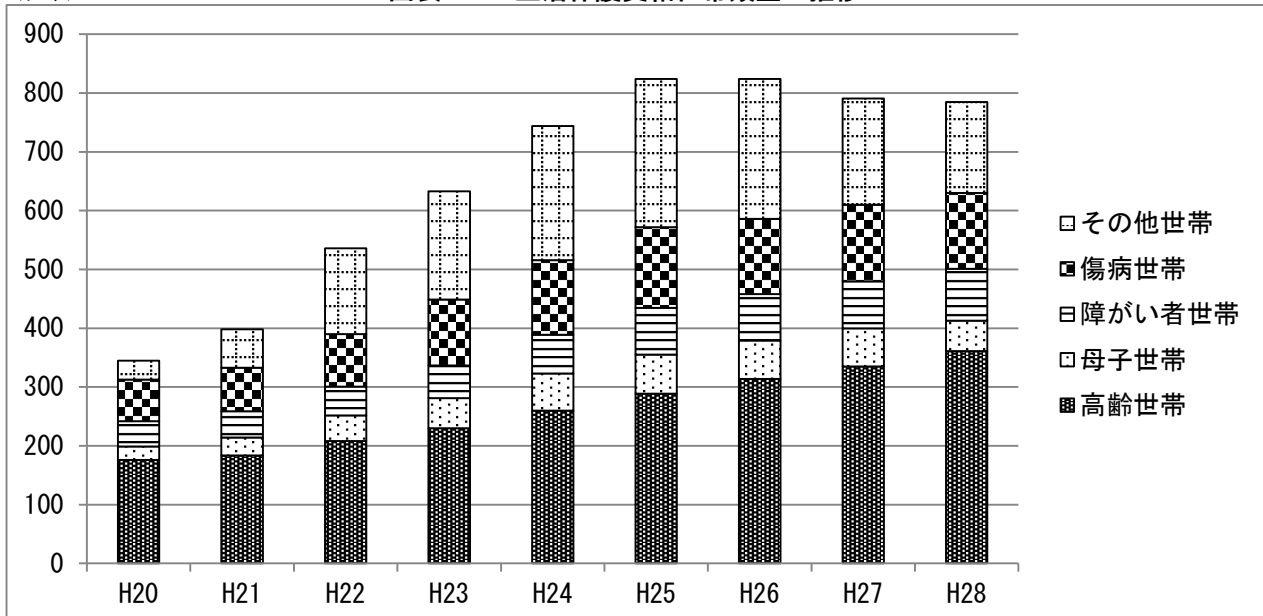
(資料)小牧市(各年3月31日現在)

図表－10 生活保護受給者及び生活保護率の推移



(資料)小牧市(各年3月31日現在)

図表－11 生活保護受給世帯類型の推移



(資料)小牧市(各年3月31日現在)

(7) 外国人の状況

平成 28 年 7 月 1 日現在、本市で暮らしている外国人は 7,751 人となっています。総人口に占める割合は約 5.0%と、全国及び愛知県を上回っています。

国別にみると、ブラジルが 2,833 人と最も多く、外国人登録者全体の約 36.6%を占めています。フィリピン、中国も 1,000 人前後と多く、アジア全体で約 3,500 人となっています。

図表－12 国別外国人登録者

(単位:人)

国名	人口	国名	人口
ブラジル	2,833	韓国・朝鮮	478
フィリピン	1,121	東南アジア・南アジア	420
中国	937	アメリカ	13
ペルー	749	イギリス	1
ベトナム	543	その他	656
合計		7,751	
総人口に対する外国人の割合		5.0%	

(資料)小牧市(H28 年7月1日現在)

(8) 地区別のそれぞれの状況

小牧市では、町村合併などの歴史的背景のもとに、小牧南部・小牧中部・小牧西部・味岡・篠岡、北里の6地区があり、民生委員・児童委員連絡協議会などの活動単位や「日常生活圏域」として、地域包括支援センターの圏域にもなっています。

高齢化率は、地区別にみると、北里地区が 26.4%と市内で最も高くなっています。将来的には、桃花台地区を含む地域である篠岡地区の高齢化率が非常に高くなることが予想されます。

図表－13 地区別人口

区分	南部地区	中部地区	西部地区	味岡地区	篠岡地区	北里地区	合計
総人口(人)	24,066	21,323	20,145	33,664	34,616	19,803	153,617
高齢化率(%)	19.6	20.0	22.8	24.3	24.6	26.4	23.0
ひとり暮らし高齢者(人)	1,033	1,068	862	1,649	1,503	979	7,094
高齢者のみ世帯(世帯)	1,980	1,829	1,773	3,398	3,301	2,059	14,340
後期高齢者(人)	2,292	1,922	1,827	3,583	3,183	2,311	15,118
要支援1・2(人)	251	230	217	362	403	242	1,705
要介護1～5(人)	339	298	296	536	561	351	2,401
障がいのある人(人)	935	879	844	1,473	1,454	853	6,438

(資料)小牧市(H28 年 10 月 1 日現在)

※「障がいのある人」: 障害者手帳を所持している人のなかで、住所地特例等の方は除く。

(9) 災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録状況

小牧市では、災害時避難行動要支援者名簿を作成し、本人（または家族）が第三者への情報提供を承諾されたもの（台帳）について区長、民生委員・児童委員、自主防災会、消防本部、警察署、社会福祉協議会に配布しています。

一部の地域では、配布された台帳を活用し、平常時の見守りはもとより、災害時の支援のあり方、その体制づくりを行っています。

図表－14 災害時避難行動要支援者名簿及び台帳の登録者数

名簿登録者数	5,310 人
そのうち 台帳登録者数	2,395 人
登録率	45.1%

(注) H28 年 10 月 1 日現在

本市の災害時避難行動要支援者の対象

- ・ 要介護認定 3 以上の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳 1・2 級 または 療育手帳 A・B の所持者
- ・ その他、支援が必要と認めた者

(10) 地域福祉を推進する団体と活動等の状況

① 民生委員・児童委員

平成 28 年 12 月現在、195 人の民生委員・児童委員が委嘱され、支援を必要とする方への相談や訪問、専門機関への連絡調整などさまざまな活動をしています。

また、このうち 13 人の方が主任児童委員に指名されており、区域を担当する民生委員・児童委員と連携し、児童福祉の推進のため、活動を展開しています。

活動日数については、年々、増加傾向にあり、その大半を自主活動・地域福祉活動が占めています。活動内容は、日常的な支援、在宅福祉が多く、その大半が高齢者を対象とするものになっています。

図表－15 民生委員・児童委員の数

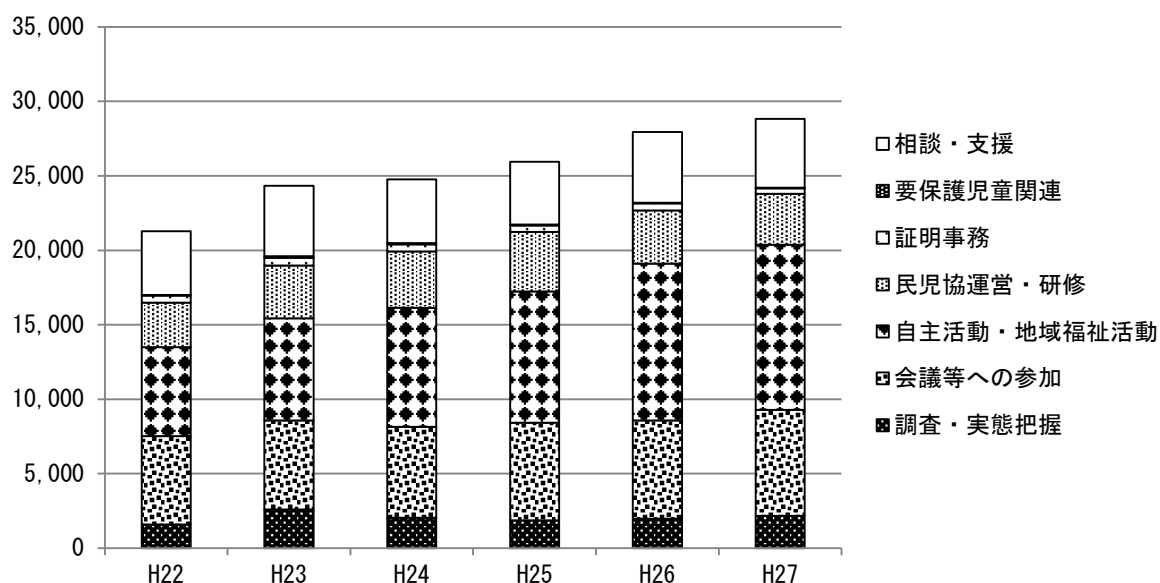
(単位: 人)

区分	南部地区	中部地区	西部地区	味岡地区	篠岡地区	北里地区	合計
民生委員・児童委員	25	29	29	43	40	29	195
内主任児童委員	2	2	2	2	3	2	13

(注) H28 年 12 月 1 日現在

(件)

図表-16 民生委員・児童委員の活動状況



(資料) 小牧市(各年度実績)

②老人クラブ

平成28年4月1日現在、市内には、75 団体、5,120 名の方が区を単位に組織された老人クラブに加入している状況ですが、近年では、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

図表-17 老人クラブ団体数及び会員数

(単位: 団体・人)

区分	H25	H26	H27	H28
団体数	79	79	77	75
会員数	5,728	5,581	5,314	5,120

(注) 小牧市 (各年4月1日現在)

③ボランティア

平成28年3月31日現在、市内には113 団体、4,299 人(個人を含む)が社会福祉協議会ボランティアセンターに登録をして活動しています。

登録者数の内訳としては、女性の割合が高くなっています。

図表-18 ボランティア登録数

(単位: 団体・人)

区分	H25	H26	H27	H28
団体数	120	118	118	113
会員数	4,481	4,507	4,543	4,299

(注) 小牧市社会福祉協議会 (各年3月31日現在)

図表－19 ボランティア登録状況

区分	団体	登録者数(人)		
		男性	女性	計
高齢者を支える	10	40	241	281
障がい者を支える	13	66	238	304
保健・健康づくり	10	9	216	225
防犯・防災	5	134	49	183
芸能・レクリエーション	29	162	359	521
文化・教育・子ども	33	123	388	511
環境・まちづくり	13	198	717	915
個人	—	—	—	278
ジュニア奉仕団 ^{*2}	—	—	—	1,081
計	113 団体	732	2,208	4,299

(注) 個人、ジュニア奉仕団の男女別は不明のため、男女合計と登録者数合計は不整合

*2 ジュニア奉仕団：各中学校に組織されたボランティア団体。街頭募金活動、施設訪問など各種行事の手伝いなどの奉仕活動が行われている。

④市民活動団体

平成 17 年 4 月に市民活動推進条例が施行となり、同年 6 月には市民活動センターを開設しました。平成 28 年 11 月現在「市民活動団体」として 122 団体が登録し、さまざまな活動が取組まれています。

図表－20 市民活動団体数

(単位: 団体)

区分	H25	H26	H27	H28
団体数	94	102	107	113

(注) 小牧市 (各年 3 月 31 日現在)

⑤自治会

小牧市の自治会加入率については、近年、微減しているものの、依然として 8 割を超えている状況です。そのため、小牧市における地域活動の多くが、自治会が中心となって実施されているところがある一方で、集合住宅等において、未加入者も多く、地域のつながりの希薄化が懸念されます。

図表－21 自治会加入率

(単位: %)

区分	H25	H26	H27	H28
自治会加入率	83.6	83.4	82.6	82.1

(資料) 小牧市 (各年 3 月 1 日現在)

⑥地域協議会

本市では、低下した地域の“絆力”を高め、区をはじめとした各種地域団体や地域住民の方々が連携・補完しあい、区より広域で地域活動を効果的・効率的に行う新しいコミュニティ組織として、小学校区単位で地域協議会の設立を目指しています。

平成 28 年 8 月現在、3 つの小学校区（陶小・篠岡小・小牧原小）で設立されています。

⑦防犯パトロール

安全・安心のまちづくりの推進のため、地域住民自らが防犯パトロール隊を結成し、地域に見守りを含めた防犯活動を実施しています。

平成 28 年 8 月現在、市内で 85 団体が組織されています。

⑧地域 3 あい事業

地区の会館等を利用した世代を超えた交流活動に対して助成を行う地域 3 あい事業を実施しています。平成 27 年度は、全 129 区中 69 地区で取り組みが実施されました。

⑨ふれあい・いきいきサロン

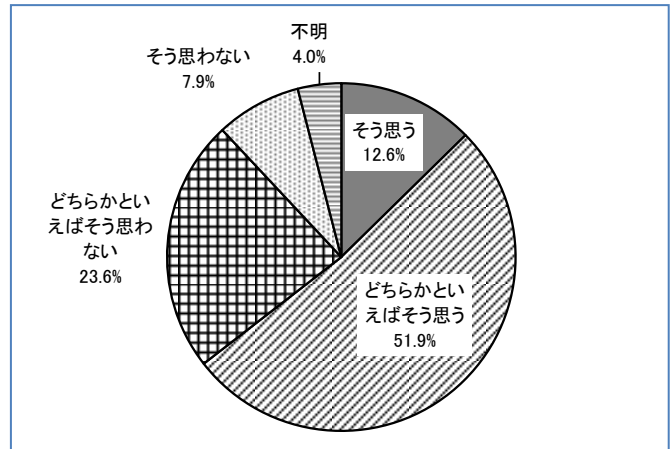
地域住民の生きがいづくり、閉じこもり予防及び健康維持・増進などを目的として、地区の会館等を利用した『ふれあい・いきいきサロン』（以下「サロン」という。）活動を進めています。平成 28 年 10 月 1 日現在で市内 48 箇所において開催され、茶話会、会食会、レクリエーションなどさまざまな活動が行われています。

また、サロンでは、フードバンク活動を実施する NPO 法人セカンドハーベスト名古屋と連携協定を結び、飲み物、茶菓子などの食料提供を行っています。

3. 市民意識調査からみた状況

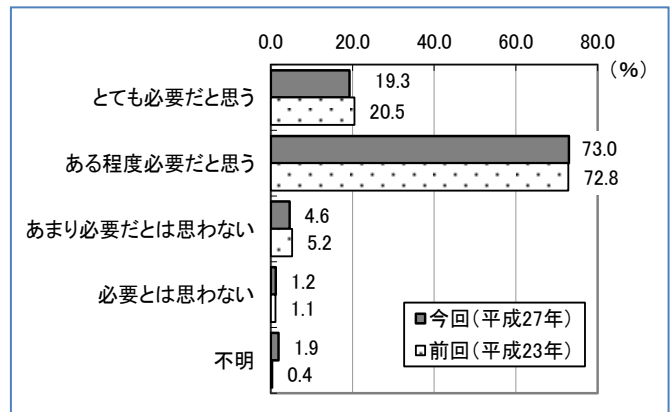
①地域福祉についての考え

3分の2の人が小牧市は、「地域活動（自治会活動や防犯活動など）やボランティア活動が活発なまち」だと思っています。



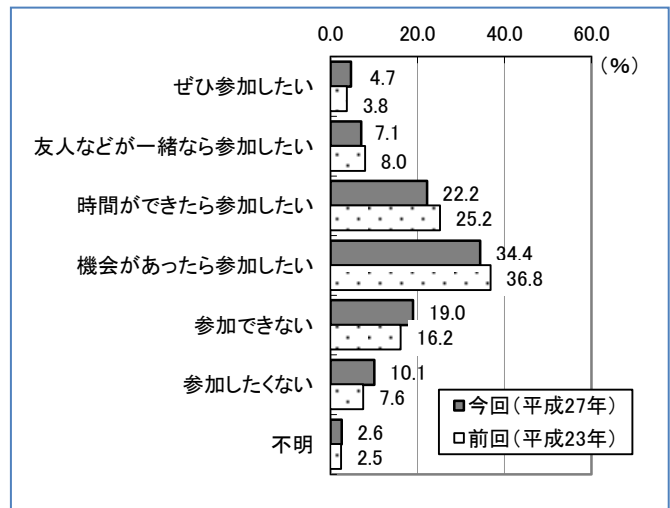
②住民同士の関わりについて

住民同士の関わりを必要だと思う人が、前回同様、大半を占めています。



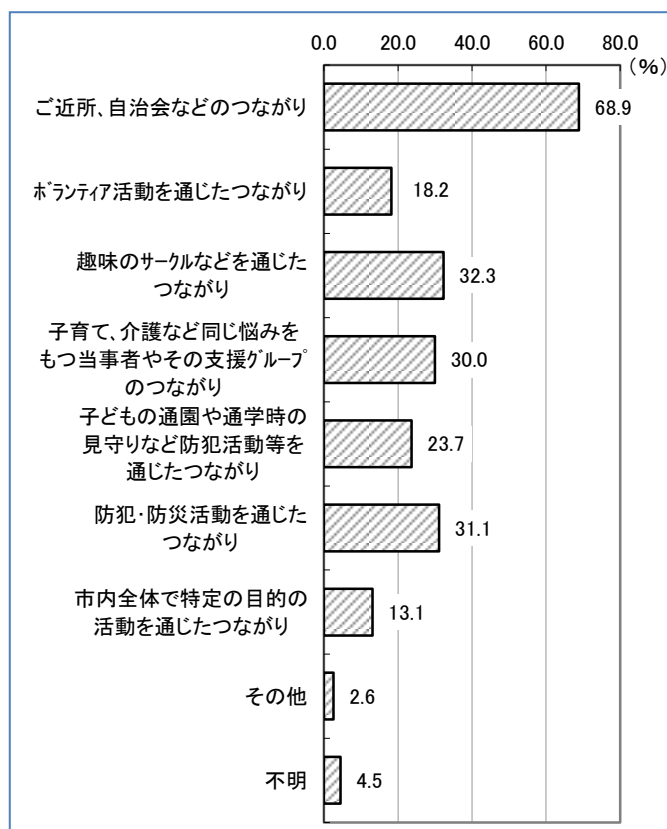
③今後のボランティア活動への参加意向

ボランティア活動への参加意向は、「ぜひ参加したい」人が前回調査より微増していますが、「参加できない」「参加したくない」人が増えています。



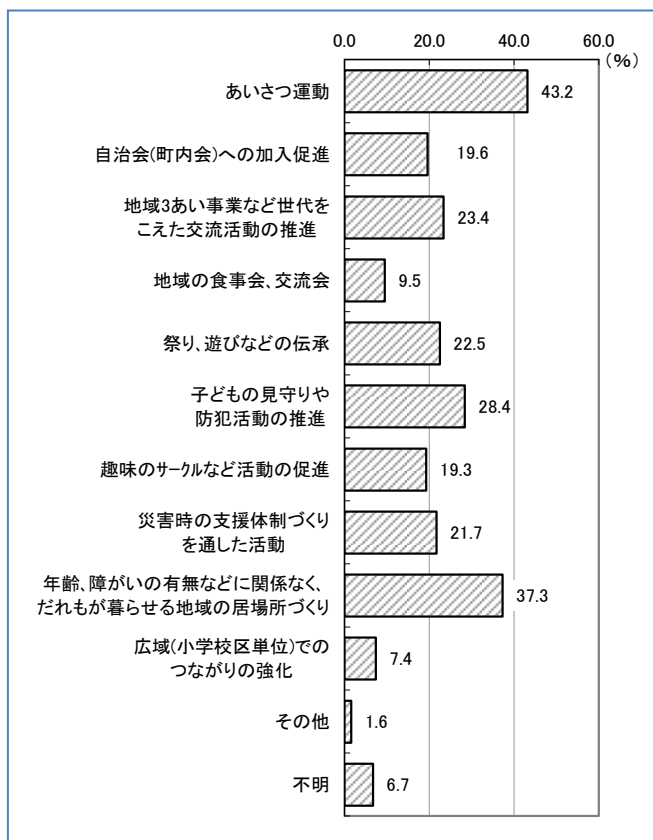
④新たな支え合いの関係を築くために 必要なつながり

新たな支え合いの関係を築くために必要なつながりとして、約 69%が「ご近所、自治会などのつながり」をあげています。その他、「趣味のサークルなどを通じたつながり」、「防犯・防災活動を通じたつながり」、「子育て、介護など同じ悩みをもつ当事者やその支援グループのつながり」など、さまざまなつながりを期待する人が多くなっています。



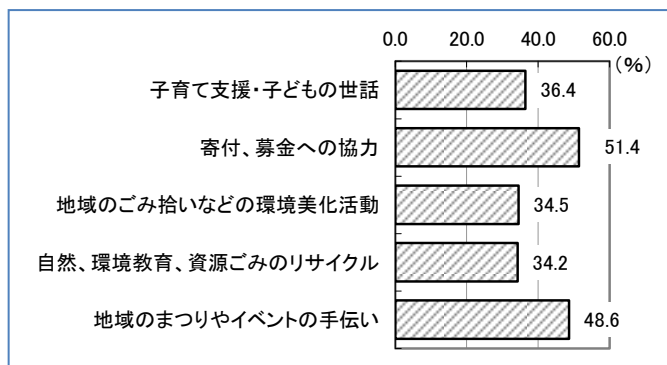
⑤新たな地域のつながりを築くために 進めるべき取り組み

新たな地域のつながりを築くために進めるべき取り組みとして、「あいさつ運動」をあげる人が最も多く、次いで「年齢、障がいの有無などに関係なくだれもが暮らせる地域の居場所づくり」、「子どもの見守りや防犯活動の推進」を上げる人が多くなっています。



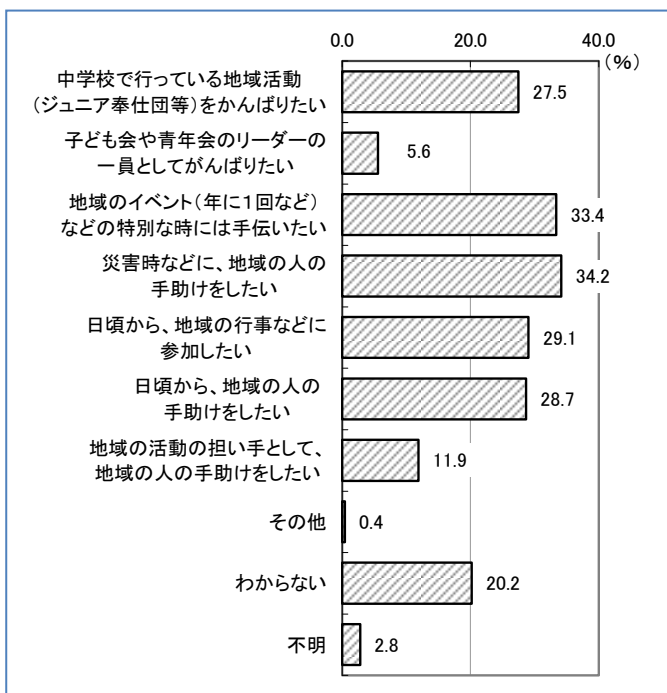
⑥中学生が地域活動でやってみたいこと

中学生が、地域活動でやってみたいこととして、半数が「寄付、募金への協力」をあげていますが、その他「地域のまつりやイベントの手伝い」「子育て支援・子どもの世話」が多くなっており、さまざまな活動に関してやってみたいとしています。



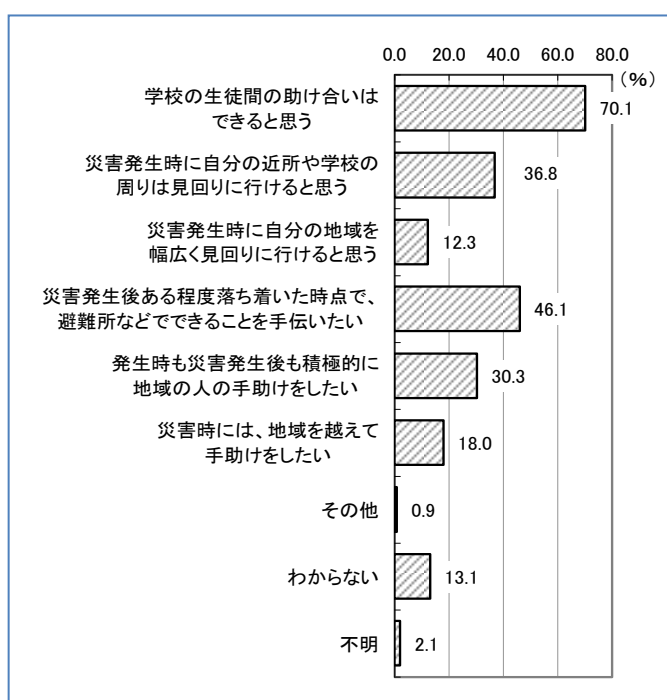
⑦中学生が日頃生活している中での、地域の一員としてのあり方

中学生が、日頃生活している中で地域の一員の在り方として、「災害時などに、地域の人の手助けをしたい」、「地域のイベント（年に1回など）などの特別な時には手伝いたい」、「日頃から、地域の行事などに参加したい」など、地域の活動に参加したいと考えている人が3名に1名の割合でいることがわかります。



⑧中学生が災害時に地域の一員としてできること

中学生が、災害時に地域の一員としてできることでは、7割が「学校の生徒間の助け合いはできると思う」をあげている他、「災害発生後ある程度落ち着いた時点で、避難所などでできることを手伝いたい」とする人も約46%おり、災害時に活動したいとする人が半数程度いることがわかります。



4. 今後の課題

本市の現状、市民意識調査や団体ヒアリング等から出された意見などをもとに、以下の3点を今後の重点課題としてまとめました。

【福祉の担い手に関する課題】

- 各地域においては、つながりの機会となる交流会やイベントなどが開催されていますが、住民にとっては、地域福祉活動というものに対して敷居が高いと感じたり、なじみがないといった意識の人が多くなっています。
そのため、地域福祉活動は、身近で、参加しやすいものであること、場合によっては、既に地域福祉活動に参加しているが、それが地域福祉活動だと気づいていない方への“気づき”を促すため、現在の地域の交流会やイベントなどの場において啓発していくことが重要です。
- 社会福祉協議会では、ボランティア活動を実施している方を対象に、分野ごと（高齢、災害・防災関連、障がい）の勉強会を実施していますが、参加者数は横ばいの状況であることから、それぞれの分野で課題や話題となっている事項をテーマとして、継続的に勉強会などを開催していく必要があります。
- 市や社会福祉協議会は、出前講座などを通じて、地域福祉活動の啓発用のチラシを配布していますが、より多くの地域福祉活動の担い手を確保するため、新たな方策を検討する必要があります。
- 認知症や障がい者（児）への理解を高め、住民同士が支え合いながら生活していくためには、福祉教育の充実が必要です。
- 中学生へのアンケート結果によると、約47%がボランティア活動への参加経験があり、また、地域の一員として何らかの役割を果たしたいと考えている生徒が多くいます。中学生も地域の一員として地域の活動に積極的に参加できるよう支援していくとともに、地域福祉活動の次の担い手として育成していく環境を整えていくことが求められています。

【人と人とのつながりに関する課題】

- サロン活動、見守り活動など、住民主体のさまざまな活動が行われていますが、地域においてこうした活動の認知度を上げていく必要があります。
- 地域の活動や資源をより効果的に活用していくためには、地域で活動する人や団体等の横のつながりを強化する必要があり、そのためのコーディネート機能が重要になっています。
- 『ふくし座談会』を通じて、支え合いによる地域づくりの推進に向け、既存の地域福祉活動や考え方を共有し、福祉分野の活動だけでなく、防犯、防災などを含め、地域の多様な活動とのつながりを広げていくことが求められます。
- 地域福祉活動については、支援される側、支援する側といった役割を固定するのではなく、それぞれができることを補いながら、地域社会の一員として自由に参加できる仕組みづくりが重要です。
- 地域においてさまざまな活動を展開するためには、支援が必要な方の情報が必要となる場合もあることから、情報管理、情報提供のあり方について整理が必要です。

【地域福祉活動に関する課題】

- 高齢者の身近な居場所として、サロンを開設する動きが増えています。一方で、介護保険制度の改正に伴い、住民が主体となるサービスも期待されています。今後は、住民主体のサービスが継続的・安定的に提供される基盤づくりが必要です。そのためには、地域で展開されるサロンの立ち上げの支援や、既存のサロンが継続していける支援が必要です。また、サロンが地域のさまざまな人が集える場となるよう、専門職を派遣し、支援を行っていくことが重要です。
- 生活のしづらさを感じている住民が少なからずいます。その中には、行政サービスだけでは対応しきれないものもあり、地域住民で支え合える仕組みづくりが求められています。
- 避難行動要支援者への支援は、災害時にすぐに実施できるものではなく、日ごろの備えが必要であり、地域住民が主体的に行うことが期待されています。まずは、地域の状況にあわせて避難行動要支援者台帳の活用方法や支援方法等の検討を行うことが必要です。